

福井市監査告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

福井市監査委員 谷川 秀男
福井市監査委員 浅野 信也
福井市監査委員 八田 一以

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

工事・会計管理部 出納課

(2) 監査範囲

令和3年度及び4年度（12月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出

を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び
実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和5年1月24日から同年3月29日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査
の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で
最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めて
いることが、おおむね認められた。